

東根市外二市一町共立衛生処理組合における女性の職業選択に資する情報の公表 (令和8年7月)

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第21条の規定に基づき、東根市外二市一町共立衛生処理組合における女性の職業選択に資する情報を公表いたします。

《職業生活における機会の提供に関する実績》

(1) 職員の男女の給与の額の差異（令和7年度）

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	75.4 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	64.5 %
全職員	61.7 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

2-1 役職段階別

部長相当職、課長相当職、課長補佐相当職、係長相当職のいずれの段階においても、女性職員はいない。

2-2 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	— %
31～35年	— %
26～30年	— %
21～25年	— %
16～20年	86.2 %
11～15年	— %
6～10年	84.6 %
1～5年	58.8 %

※採用年度を勤続年数1年目とする。

【説明欄】

1. 全職員に係る情報について

任期の定めのない常勤職員数は年間平均で54.2名、そのうち2.4名が女性である。任期に定めのない常勤職員以外の職員数は年間平均で14.8名、そのうち2.0名が女性である。

2. (2)勤続年数別について

女性職員がいない区分は「－」表示としている。

男女の給与額に差異が生じている主な要因は、扶養手当及び住居手当の受給状況の違い、並びに育児部分休業の取得に伴う給与支給額の違いである。なお、勤続年数1～5年の区分については、育児休業期間中に支給される給与等が限定されたことにより、男女の給与額に差異が生じている。

(2) 管理職に占める女性職員の割合及び各役職段階に占める女性職員の割合

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
管理職割合	33.3%	33.3%	33.3%	0.0%	0.0%
部長相当職	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
課長相当職	50.0%	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%
課長補佐相当職	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
係長相当職	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

【説明欄】

管理職に占める女性職員の割合及び各役職段階に占める女性職員の割合については、現在、各役職段階において女性職員の配置がなく、割合は0%となっている状況である。主な要因としては、行政職員数が少なく、女性職員数も限られていることが挙げられる。

(3) 採用した職員に占める女性職員の割合

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
常勤職員	採用実績なし	50.0%	0.0%	0.0%	採用試験なし
行政職	－	50.0%	0.0%	0.0%	－
技能労務職	－	－	－	－	－
非常勤職員に任用された職員	9.1%	9.1%	9.1%	9.1%	15.4%

※各年度4月1日付け採用（任用）を対象とする。

(4) 職員に占める女性職員の割合

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
行政職	14.8%	17.9%	17.9%	13.8%	14.3%
技能労務職	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
会計年度任用職員	9.1%	9.1%	9.1%	9.1%	15.4%

※各年度4月1日時点の割合とする。

《職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績》

(1) 継続勤務年数の男女の差異

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
男性職員	21年9月	22年5月	23年5月	24年1月	25年7月
女性職員	17年3月	13年9月	14年9月	11年6月	12年6月

※東根市からの派遣職員を含む。

※再任用職員及び東根市への派遣職員は含まない。

(2) 男女別の育児休業取得率及び取得期間の分布状況

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
常勤職員	男性職員	0%	0%	50%	—	100%
	女性職員	—	100%	100%	100%	100%

※非常勤職員（会計年度任用職員）は男女ともに対象者なし。

○取得期間の状況（令和7年度）

	常勤の男性職員	常勤の女性職員
1週間未満		
1週間以上2週間未満		
2週間以上1月以下	50%	
1月超3月以下		
3月超6月以下	50%	
6月超9月以下		50%
9月超12月以下		50%
12月超24月以下		
24月超		

【説明欄】

女性職員の育児休業取得率は制度対象者について100%を維持しており、取得期間についても比較的長期間の取得が定着している。男性職員については、育児休業取得率が令和4年度0%、令和5年度50%、令和7年度100%と年々上昇している。取得期間については、職員の家庭状況や業務の状況に応じて多様な取得実績となっている。今後も、男女を問わず仕事と育児を両立しやすい勤務環境の整備を推進していく。

（３）管理職以外の職員一人当たりの平均超過勤務時間（令和７年度）

全職員	2.21時間／月
行政職	2.75時間／月
技能労務職	1.79時間／月

※超過勤務時間には、祝日（年末年始休暇含む）の8：30～17：15に実施した休日勤務時間に相当する時間は含まない。

【説明欄】

管理職以外の職員一人当たりの平均超過勤務時間は、例年、低い水準で推移している。今後も業務の効率化及び適正な勤務時間管理を図り、現在の良い状況を維持するとともに、働きやすい勤務環境の整備を推進する。

（４）年次有給休暇の取得日数の状況（令和７年１月１日～令和７年12月31日）

項 目	全体	男性職員	女性職員
全職員	13.8日	13.9日	9.8日
行政職	11.4日	12.5日	9.8日
技能労務職	15.1日	15.1日	-

※年次有給休暇を20日以上付与された者に限る。

※会計年度任用職員及び対象期間中6箇月以上の育児休業（産前産後休暇を含む）を取得している職員は含まない。